

【海区漁場計画の素案】

1 漁業権に関する事項
 定置漁業権（1件）

漁場計画 番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
		区域	基点	点						
五定計 第42号	長崎県 五島市 玉之浦町 大宝 力尾 地先	次の1、イ、ロの各点を順 次結んで1に至る各直線 によって囲まれた区域	1 五島市玉之浦町大宝力尾岡の下トビ瀬標識	イ 1から206度 360メートルのところ ロ 1から155度 350メートルのところ	大型定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	令和3年11月1 日から令和5年 8月31日まで	個別漁業権	五島市玉之浦 町	イ、ロの各点に夜間標 識灯を設置しなければ ならない

2 保全沿岸漁場に関する事項 なし